

軽自動車やバイクを所有する皆さん！

# 課税は4月1日が基準日です



軽自動車やバイクは、4月1日に所有している人に税金が課されます。皆さんは、きちんと手続きをしていますか？  
 ことは、税率の変更がありますので、ご注意ください。

## 税率が変わります

軽四輪車などは、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両から新税率が適用されます。平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両は、平成27年度以降も税率は変わりません。

ただし、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両（電気自動車などは除く）は、平成28年度から、税率が変わります。

開始年度	平成27年度から		平成28年度から
	平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた車両の税率（年額）	平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両の税率（年額）	初めて車両番号の指定を受けた後、13年を超えた車両の税率（年額）
車種区分	乗用	7,200円	1万 800円
	軽四輪	5,500円	6,900円
	貨物	4,000円	5,000円
	乗用	3,000円	3,800円
	軽三輪	3,100円	3,900円

## 手続は3月末まで

軽自動車税は、毎年4月1日に軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。

他人への譲渡や盗難、紛失した場合も、必要な手続をせずにそのままにしておくと課税され、1年間分の税金を支払うこととなります（自動車税と異なり、月割課税、月割還付はありません）。

また、軽自動車などの所有者が市外へ引っ越す場合は、車検証などの住所の変更手続が必要ですが、所有者が亡くなった場合も廃車や変更の手続が必要です。軽自動車や二輪の処理を解体処理業者に依頼する場合は、ナンバープレートや車検証などを回収し、廃車の手続をしてください。手続をしないと、トラブルの原因になります。変更があった場合は、必ず

	年度途中で取得	年度途中で廃車
軽自動車税（市税）	課税されません	1年間分の課税還付なし
自動車税（県税）	月割で課税	月割の還付あり

## 申請手続場所

車種区分	申請手続場所
原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車、ミニカー	市民税課（市役所3階南側） ☎55-2735
軽二輪（125cc超～250cc以下）	（一社）全国軽自動車協会連合会 静岡県事務取扱所（長泉町） ☎055-988-4022
小型二輪（250cc超）	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所（沼津市） ☎050-5540-2051
軽自動車（軽三輪、軽四輪）	軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所（長泉町） ☎050-3816-1778
普通自動車、大型特殊自動車	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所（沼津市） ☎050-5540-2051

手続をしましょう。手続は車種により異なります。各機関へお問い合わせの上、必ず3月末までに手続をしてください。納税通知書は5月中旬に送付します。ことしの納期限は6月1日（月）です。

## ご注意ください！

市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証等の住所を市内に変更する手続が必要ですが、また、原動機付自転車などは、富士市のナンバーを取得しなければなりません。

身体障害者などの軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です（ことしの申請期間は納税通知書到着から5月25日（月）まで）。詳しくは、市民税課へ。

原動機付自転車を含む全ての自動車は自賠責保険・共済への加入が法律で義務付けられています。必ず加入してください。

フォークリフト・農耕用トラクターなどの小型特殊自動車は、公道を走行しなくても、所有していればナンバープレートをつけなくてはなりません。未取得の人は市民税課で手続をしてください。

## 問い合わせ

### 市民税課

☎(55)2735  
 ☎(53)0974